

■届出の期日（景観形成地区、一般地区共通）

開発行為、宅地造成行為	許可申請の日まで
建築物、工作物の新築等	建築確認申請の30日前の日まで
その他の行為	事業に着手する30日前の日まで

問合せ：都市整備部都市計画課開発指導係
TEL：0428-22-1111（内線）2524・2525